

# 令和4年度第1回南丹市総合教育会議

こども政策について

# こども家庭庁の組織・事務・権限について(イメージ)

- 内閣府の外局として設置
- 令和5年4月1日設立
- 内部組織は、司令塔部門、成育部門、支援部門の3部門体制  
(移管する定員を大幅に上回る体制を目指す)

内閣総理大臣

こども政策担当大臣

こども家庭庁

## 司令塔機能

- 各府省庁に分かれているこども政策に関する総合調整権限を一本化
  - ・青少年の健全な育成及び子どもの貧困対策【内閣府政策統括官(政策調整)】
  - ・少子化対策及び子ども・子育て支援【内閣府子ども・子育て本部】
  - ・犯罪から子どもを守る取組【内閣官房】
  - ・児童虐待防止対策【厚生労働省】
  - ・児童の性的搾取対策【国家公安委員会・警察庁】
- 今まで司令塔不在だった就学前のこどもの育ちや放課後のこどもの居場所についても主導
- こどもや子育て当事者、現場(地方自治体、支援を行う民間団体等)の意見を政策立案に反映する仕組みの導入(これらを踏まえた各府省所管事務への関与)

## 各府省から移管される事務

- <内閣府>
  - 政策統括官(政策調整担当)が所掌する子ども・若者育成支援及び子どもの貧困対策に関する事務
  - 子ども・子育て本部が所掌する事務
- <文部科学省>
  - 総合教育政策局が所掌する災害共済給付に関する事務
- <厚生労働省>
  - 子ども家庭局が所掌する事務(婦人保護事業を除く。)
  - 障害保健福祉部が所掌する障害児支援に関する事務

## 新たに行う・強化する事務

性的被害の防止、CDRの検討、プッシュ型支援を届けるデジタル基盤整備 等

※CDR : こどもの死亡の原因に関する情報の収集・分析・活用などの予防のためのこどもの死亡検証

こども政策に関わる各府省大臣

文部科学省

- 教育の振興
- 学校教育の振興  
(制度、教育課程、免許、財政支援など)

- 幼児教育の振興

- 学校におけるいじめ防止、不登校対策

厚生労働省

- 医療の普及及び向上

- 労働者の働く環境の整備

その他の府省

総合調整権限に基づく勧告

幼稚園教育要領・保育所保育指針を相互に協議の上共同で策定

いじめ重大事態に係る情報共有と対策の一体的検討

医療関係各法に基づく基本方針等の策定における関与

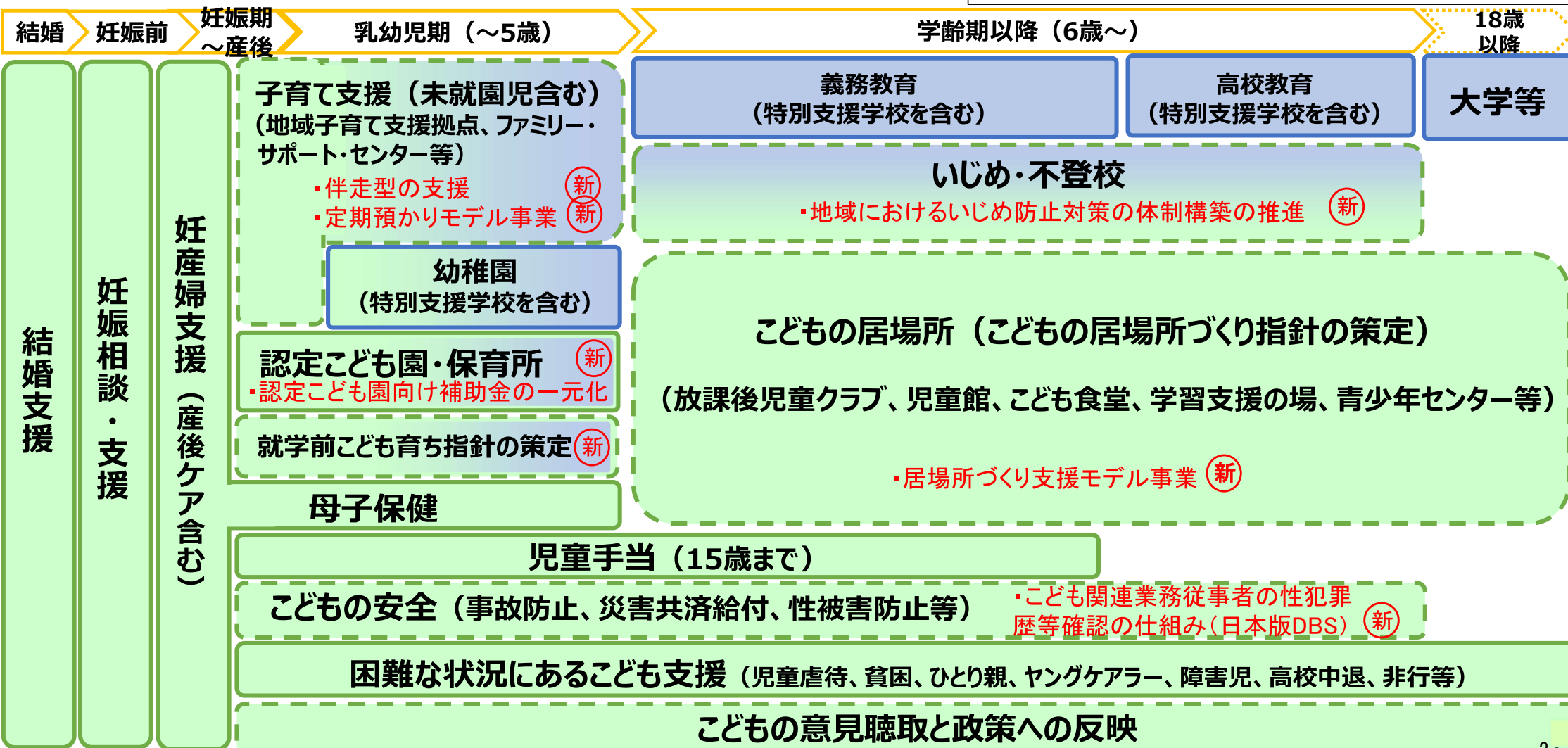
# こども家庭庁関連予算の基本姿勢

こども家庭庁関連予算の要求・編成に当たっては、以下の5つの基本姿勢を踏まえ行っていく。

1. こども政策は国への投資であり、こどもへの投資の最重要の柱である。その実現のためには将来世代につけをまわさないように、安定財源を確実に確保する。
2. 単年度だけではなく、複数年度で戦略的に考えていく。
3. こどもの視点に立ち施策を立案し、国民に分かりやすい目標を設定して進める。
4. こども家庭庁の初年度にふさわしく、制度や組織による縦割りの狭間に陥っていた問題に横断的に取り組む。
5. 支援を求めているこどもの声を聴き、支援を求めている者にしっかりと届ける。

## ○年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援イメージ

- ・ **緑色** は、こども家庭庁準備室として新たに取り組むもの
- ・ **赤字** は主な新規事業

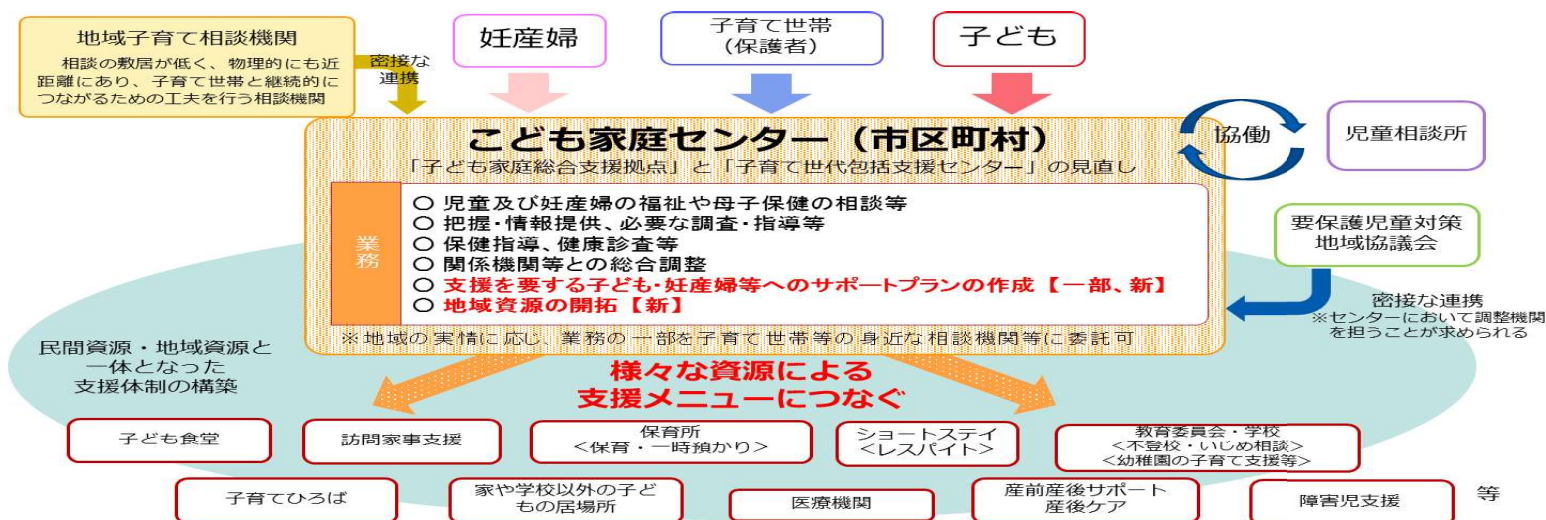


# 1. こども家庭センターについて

- 改正児童福祉法により、市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとした。
- こども家庭センターは、これまで子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センターにおいて実施している相談支援等の取組に加え、新たに
  - ・妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）や、
  - ・民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓、
 を担うことで、更なる支援の充実・強化を図るもの。
- 令和6年4月の施行に向け、以下の準備を進めていただきたい。

- ①子ども家庭総合支援拠点未設置市町村 ⇒ 拠点の早期設置。その際、②の一体的な相談支援体制の整備等を併せて検討。
- ②拠点・包括支援センター設置市町村 ⇒ 一体的な支援体制（詳細は次頁）を整備しつつ、新たな業務の実施に向け検討。

※今年度、調査研究によりこども家庭センターに係るガイドラインを作成する予定。



福祉保健部 保健医療課

「妊娠届出」

「産前産後支援」

「乳児健康診査」

機能として設置済

◎ 子育て世代包括支援センター

教育委員会

学校教育課

適応指導教室  
(国際交流会館 内)

社会教育課

放課後児童クラブ  
(市内 7カ所)

福祉保健部 子育て支援課

児童  
育成  
係

「保育所」、「幼稚園」、「こども園」、「民間施設の運営支援」、「給食」、「食育推進」、「入学祝金」、「子育て手当」、「医療費」、「病児保育」など

子  
育  
て  
支  
援  
係

「子ども・子育て支援」、「ひとり親医療費、相談支援」、「子育てすこやかセンター」、「子どもの貧困対策」、「ヤングケアラー支援」、「子ども家庭サポートセンター」、「家庭児童相談」、「児童虐待対応」 など

未設置 (今後、新たな係などを設置して対応が必要)

◎ 子ども家庭総合支援拠点  
(R4.4.1設置が国の努力目標)

「子どもの貧困対策」、「ヤングケアラー支援」、「子ども家庭サポートセンター」、「家庭児童相談」、「児童虐待対応」 など

連携

(R6.4.1設置が国の目標)

こども家庭センター

全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的相談支援を行う機能を有する機関

【改正後】

## こども家庭センター

### 母子保健業務

「妊娠届出」  
「産前産後支援」  
「乳児健康診査」

など

支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成など

### 児童福祉業務

「子どもの貧困対策」、「ヤングケアラー支援」、「子ども家庭サポートセンター」、「家庭児童相談」、「児童虐待対応」など

連携

### 教育委員会

学校教育課

適応指導教室  
(国際交流会館 内)

社会教育課

放課後児童クラブ  
(市内 7カ所)

# 母子保健業務

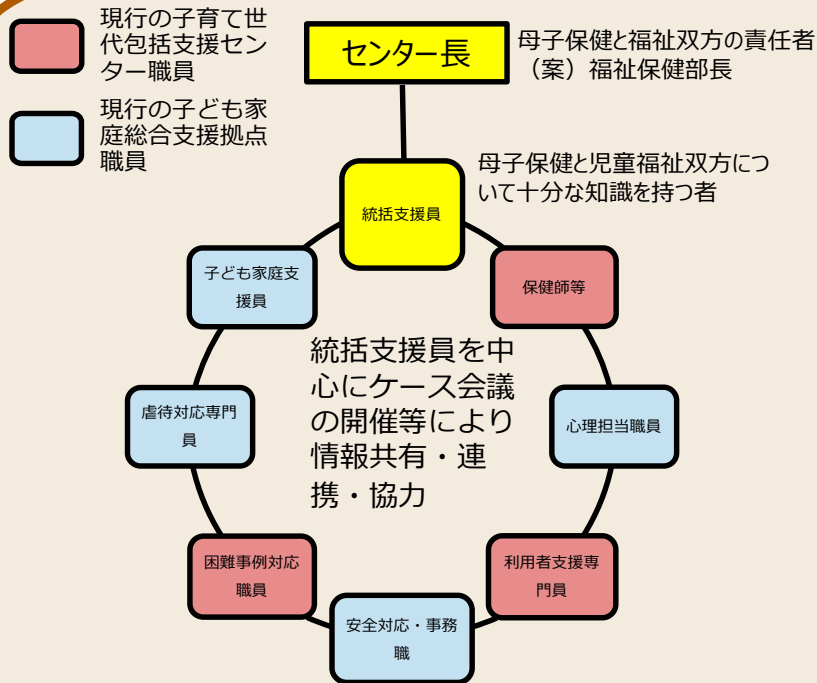
「妊娠届出」

「産前産後支援」

「乳児健康診査」

など 母子保健の相談  
等を担当

## 『こども家庭センター』のイメージ



# 児童福祉業務

「子どもの貧困対策」

「ヤングケアラー支援」

「子ども家庭サポートセンター」

「家庭児童相談」

「児童虐待対応」

などの児童福祉の相談  
等を担当

民間資源・地域資源と  
一体となった支援体制  
の構築

様々な資源による支援メニューにつなぐ

